

# 令和2年度 会派調査研究報告書

(視察先1箇所につき1枚)

会 派 名	壮志会
事 業 名	地方議会オンラインセミナー 一般質問の機能を発揮させる：政策をとらえる質問力
事 業 区 分	①研究研修                      ②調 査

## 1 上田市での課題と研修・調査の目的

自治体は、市民が必要不可欠とする政策、制度を整備するための機関、一方議会は議決権をはじめとする「機関」として、二元代表制の一翼を担っている。その中で本会議における議員の一般質問は地域課題を始め行政を動かす重要な役割を担っている。そこで今回、議員としての一般質問のあり方について研修を深めることを目的とする。

## 2 実施概要

実施日時	主 催	(株) 地方議会総合研究所
令和3年3月30日(火) 午後2:00~午後5:00	会 場	上田市役所本庁舎5階委員会室 (Zoom研修)
報告内容 (感想、市政に活かせること)		

講師 午前に引き続き、龍谷大学 土山 希美枝先生

### 1 講義内容

- ア 一般質問は議員による「上田市の(政策・制度)の課題についての争点の場(間接制御)」
- イ 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。標準市議会会議規則第62条  
これによって市政の争点を提起し、監査機能・政策提案機能を果たすことができる。



### 2 一般質問はなぜ「機能していないか」なぜか？

- ア その質問が・「上田市をよくする」ために、あるいは「上田市をよくするために問いただしているか」
- イ 公表数字を確認するだけの質問か、論点を入れすぎてぼけてしまった質問、一般質問としては個別的すぎる質問、合理的な根拠や論拠のない批判、国や県の政策や事業で市が関知できないことがらの質問、自身の政治信条の演説に終始している質問、等

### 3 一般質問の論点を構造化する

- ア 一般質問は「事実」「分析」「主張」で構成されている。
- イ まず、一般質問の論点を整理してみよう。論点 基本的に「事実」と2種類の「意見」で構成される。

事実 (現状、問題提起)、意見 (分析=事実から言えること)    意見 (主張=言いたいこと)

ウ 自分の一般質問の価値を確かめよう。大前提は、その質問で「まちは良くなるのか」そのために何を「問いただすのか」？

エ その論点は、監査機能を果たすのか。政策提案機能を果たすのか？

自治体運営や事業の執行について、その状況や効果などを検証し、評価し、執行機関がなすべきことを適切になしているかチェックする。

4 いい「一般質問」とはどんな質問か？

ア 監査機能、政策提言機能を果たしているか？

- なにが問題なのかが明確で、その論点提起に「納得」させられるか。
- 問題を「問題だ」といえる、必要な情報が入っているか。
- 政策提案が具体的か、上田市の状況を反映しているか。
- 聞いてわかりやすい＝伝わりやすいか。



5 一般質問を議員ひとりひとりのものにしない仕組みづくりが必要

ア 一般質問を「議員が共有するまちの課題」として実質的な議員間論議・対話のあり方検討

イ 「議会として取り上げるべき質問」を委員会、協議会につなぐことの検討

ウ 委員会の所管事務調査としての検討（北海道別海町、滋賀県甲賀市）

エ 市民への市政の課題や論点の提供—市政と議会に対する関心の惹起 等

## 総括

新型コロナウイルス感染拡大が続いている中で、今回壮志会として初のオンライン研修会に参加しました。最初は多少の戸惑いもありましたが、全体としては充実した研修会となったとみております。

人口減少と超高齢化の時代を迎え限られた資源（財源）をどのように使うのかを最終的に決める議会の役割は一層重要になります。一般質問も、議員として成果を出せるかどうかという視点から、その質が問われる時代になったと、ある先生は指摘しています。

上田市議会基本条例の中に、市民の中の議会であり続ける。市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し、市民意見を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、地方分権時代にふさわしい地方自治の実現を目指すものとする。とあります。

「議会が機関としての意志決定を行うことが、一般質問と答弁をより活性化させる」。このことを改めて確認し報告とします。

\* 視察先の写真等がある場合は添付のこと